

山口県土木関係建設コンサルタント業務総合評価競争入札試行要領 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">山口県土木関係建設コンサルタント業務総合評価競争入札試行要領</p> <p>第1条～第4条 省略</p> <p>(学識経験を有する者の意見の聴取)</p> <p>第5条 契約担当者は、総合評価方式の実施に当たり、政令第167条の10の2第3項の落札者決定基準を定めようとするときは、学識経験者からなる総合評価審査委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 契約担当者は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見があった場合には、当該落札者を決定しようとするときに、総合評価審査委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 個別業務における意見聴取の要否については、総合評価審査委員会の意見を聴いて型式ごとに定める。</p> <p>(入札参加者への周知)</p> <p>第6条 第3条により総合評価方式で発注しようとする場合は、当該入札に参加しようとする者に次の事項を周知しなければならない。</p> <p>(1) 総合評価方式である旨</p> <p>(2) 総合評価方式に係る落札者決定基準等</p> <p>(3) 提出を求める総合評価に係る資料(以下「技術提案資料」という。)の内容および提出期限等必要事項</p> <p>(4) 履行の担保及び虚偽資料の提出に対する措置</p> <p>(5) 技術提案資料の作成に要した費用は入札参加者の負担とする旨</p> <p>(6) 技術提案資料を提出期限までに提出しない者の入札書は無効とする旨</p> <p>(7) その他必要な事項</p> <p>(技術提案資料の提出)</p> <p>第7条 入札に参加しようとする者は、入札公告又は入札情報において指定された提出期限までに、技術提案資料を提出するものとする。</p> <p>2 提出された技術提案資料の訂正は、提出期限内に全ての資料を再提出する場合に限り認める。</p> <p>3 提出された技術提案資料は返却しない。</p> <p>第8条～第10条 省略</p> <p>(開札)</p> <p>第11条 開札後、「落札保留」を宣言し、次のことを告げて入札を終了するものとする。</p> <p>(1) 競争入札審査会において評価値の確認を行ったうえで、落札者を決定すること。</p> <p>(2) 落札者決定後、速やかに入札者全員に通知すること。</p> <p>2 技術提案資料を第7条第1項により定められた期限までに提出しない者の入札書は無効とする。</p>	<p style="text-align: center;">山口県土木関係建設コンサルタント業務総合評価競争入札試行要領</p> <p>第1条～第4条 省略</p> <p>(学識経験を有する者の意見の聴取)</p> <p>第5条 契約担当者は、総合評価方式の実施に当たり、山口県会計規則第156条の2(同規則第165条により準用される場合を含む。)の規定により、学識経験者からなる総合評価審査委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(入札参加者への周知)</p> <p>第6条 第3条により総合評価方式で発注しようとする場合は、当該入札に参加を希望する者に次の事項を周知しなければならない。</p> <p>(1) 総合評価方式である旨</p> <p>(2) 総合評価方式に係る落札者決定基準等</p> <p>(3) 提出を求める総合評価に係る資料(以下「技術提案資料」という。)の内容および提出日等必要事項</p> <p>(4) 虚偽資料の提出に対する措置</p> <p>(5) 技術提案資料の作成に要した費用は入札参加者の負担とする旨</p> <p>(6) 技術提案資料を指定された日までに提出しない者の入札書は無効とする旨</p> <p>(7) その他必要な事項</p> <p>(技術提案資料の提出)</p> <p>第7条 入札参加希望者は、指定された日までに技術提案資料を提出するものとする。</p> <p>2 前項の規定による提出の時期については、原則として入札書提出開始日の前日までの間の任意の日で契約担当者が指定する日(以下「提出期限日」という。)とする。</p> <p>3 提出された技術提案資料は返却しない。また、提出期限日以降の技術提案資料の訂正、差し替えは認めない。</p> <p>第8条～第10条 省略</p> <p>(入札)</p> <p>第11条 入札後「落札保留」を宣言し、次のことを告げて入札を終了するものとする。</p> <p>(1) 競争入札審査会において評価値の確認を行ったうえで、落札者を決定すること。</p> <p>(2) 落札者決定後、速やかに入札者全員に通知する。</p> <p>2 技術提案資料を第7条第1項により定められた時期までに提出しない者の入札書は無効とする。</p>

山口県土木関係建設コンサルタント業務総合評価競争入札試行要領 新旧対照表

新	旧
<p>第12条～第14条 省略</p> <p>(履行の担保及び虚偽資料の提出に対する措置)</p> <p>第15条 実際の履行に際しては、技術提案の内容を満たした履行がされていることを確認する。</p> <p>2 技術提案の内容が不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し、受注者の責である場合には、再度の履行を行わせる。ただし再度の履行が困難な場合、あるいは合理的ではない場合は、評価項目に応じた業務成績評定点の減点措置を行う。なお、減点の上限は15点とし、評価項目ごとの減点は別に定めるものとする。また、「山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」における不誠実な行為として取り扱うことがある。</p> <p>3 技術提案資料に虚偽の記載があったことが、契約後に判明した場合も前項の措置とする。</p> <p>4 前2項のうち、業務成績評定点の減点については、競争入札審査会に諮り決定するものとする。</p> <p>第16条～第18条 省略</p> <p>附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>第12条～第14条 省略</p> <p>(履行の担保及び虚偽資料の提出に対する措置)</p> <p>第15条 実際の履行に際しては、技術提案の内容を満たした履行がされていることを確認する。</p> <p>2 技術提案の内容が不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し、受注者の責である場合には、再度の履行を行わせる。ただし再度の履行が困難な、あるいは合理的ではない場合は不誠実な行為として取り扱う。また、あわせて業務成績評定の減点対象とし、加算点の範囲内で評価項目の配点に応じた業務成績評定点を減点する。</p> <p>3 技術提案資料に虚偽の記載があったことが、契約後に判明した場合も同様の措置とする。</p> <p>4 技術提案が不履行の場合及び虚偽の記載があった場合の措置の内容については、競争入札審査会に諮り決定するものとする。</p> <p>第16条～第18条 省略</p> <p>附則 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p>